

化学物質管理の政省令改正の概要について

和歌山産業保健総合支援センター
所長 竹下 達也

2024年4月1日より、化学物質管理の政省令改正内容が完全実施となります。多岐にわたる多くの改正が行われており、なかなか全体的なイメージがつかみにくいのではないかと思います。

そこで、ここでは改正内容を箇条書きにまとめて、今回の改正の全体像をお伝えすることにいたします。

何よりも大きな改正のポイントは、これまで、123物質のみ特別則（特化則、有機則、鉛則、四アルキル鉛則）で規制し、その他に674物質（123物質を含む）についてリスクアセスメント等の義務を課して来ましたが、今回「リスクアセスメント対象物質」として（近い将来に）約2,900物質についてばく露低減措置や必要な場合の環境濃度測定および健康診断実施などの自律管理を義務づけることになったことです。

インターネットで、「ケミサポ」と入力して検索していただきますと、労働安全衛生総合研究所のホームページ内にある「ケミサポ」というサイトが見つかると思います。このサイトで、「実施のスケジュール」というボタンをクリックしていただきますと、下記の箇条書きのそれぞれの項目の改正内容の説明を見つけることができますので、ご参照ください。

化学物質管理の政省令改正（2022年）の内容

1. 危険性・有害性情報伝達の強化

- ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質（リスクアセスメント対象物）の追加
- SDS等による通知方法の柔軟化
- SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
- SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化
- 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2. 化学物質管理体制の見直し

- リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務
 - (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置
 - (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

- 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止
- リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）
リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等
- がん原性物質の作業記録の保存
- 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

3. 化学物質管理実施体制の確立

- 化学物質管理者の選任の義務化
- 保護具着用管理責任者の選任の義務化
- 衛生委員会の付議事項の追加
- 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
- 雇い入れ時等教育の拡充

4. その他

- 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

個々の改正内容についての詳細を知りたいという方は、当センターまでご連絡ください。

TEL 073-421-8990

電子メール: 当センターのホームページにある「お問い合わせ」ボタンよりお願いします。